

# 令和元年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和元年 第5回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和元年6月3日午後1時56分～午後2時50分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美		
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 ( 1名)	10 番	浦 島 規 生		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の日程について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 議案第1号	令和元年5月17日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第2号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第6 議案第3号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)			
日程第7 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第8 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第9 議案第6号	農用地利用集積計画 (案) について (令和元年6月6日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主事補 佐藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

## 開 会 宣 告

○事務局長      ただいまから令和元年第5回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。本日の会議には、浦島委員から欠席の届け出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長      今日は、この後、佐藤さんの歓迎会があるということで、午後からの総会にさせていただきましたが、それぞれお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

年号が変わりまして、初めての総会ということでございますけれども、前回4月の25日でしたかね、総会を開いたわけですが、その時もお話させていただきましたが、良い天候に恵まれ、順調な植え付けができればなと思っていました。5月の上旬は多少、気候的にはちょっとぐずつきましたけれども、10日前後から今日まで本当に雨らしい雨が降っていませんが、蒔き付け等も順調に進んだとそういうことをお聞きしますと、一安心してますが、何といても全道的に雨量が少ないということで、何とか1日、2日かけてゆっくりと雨が欲しいなとそれを願っているところでございます。

本来であれば浦島専務から農協の作物の状況等をお聞きするところでございますけれども、今日専務が欠席していることで、平間部長に聞いてみますと、アスパラにつきましては、先日の風等で、砂埃も立ったということで、相当数の被害があるかなというようなことで、心配していたようでございますが、思ったより被害もなく、順調にアスパラの収穫が進んでいるということです。第1のピークが過ぎて、今後雨が降って、第2のピークのために雨が欲しいということを話してしまし、トマトにつきましても、5月の15日から美瑛農協は受け入れ体制が整っているようです。

例年同様、値段等につきましても、そこそこの値段で推移して、順調ということでもありますけれども、直販のビートについて若干風の影響によりまして、廃耕して小豆を蒔いてるんだと

というような報告も受けてます。委員の皆さんの中にも、もしかすると（該当者が）おられるかもしれませんが、自然の力には敵わないわけですが、そんな状況にめげないで、良い秋が来ればなどそんなふうに願っているところです。

農業委員会の情勢につきましては、26日から代理が全国の会長大会に出席をしています。後ほど報告等もしていただけたらと思いますけども、皆さんもご存じのように、農地中間管理機構、そこに農地の集約をするというようなことで、農業委員会が相当そこに関わりを持つということで、農業新聞等で出てますけれども、北海道につきましては、農地中間管理機構に農地を預けたり、売買するというところもありませんし、美瑛の場合は特に改善組合がしっかり農地を管理しているということで、あまり関係ありませんが、我々の上の段階ではそんなことが、一つ大きな国の流れになっているという状況です。

また、びえい新聞、広報等で、ご存知だと思いますけれども、6月1日から副町長が元役場OBの池田さんに決まって、角和町長、池田副町長ということで、新たなスタートを切りました。農業委員会もまだご挨拶をさせていただいていませんけれども、協力をお願いしたいとそんなふうに思います。

また今日は、この後新人、佐藤さんの歓迎会があるので、角和町長にぜひ農業委員会の交流会に参加してくだされませんかとお願ひしましたら、公務で東京のほうに行っているということで、皆さんによろしくという言付けをいただいておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

少し長くなりましたけども、懇親会もあるということで、長くなりますが、どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○事務局長      それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議      長      これより会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議      長      日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。  
本総会の会期は、本日一日限りにしたと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議      長      なしと認めます。本日の総会の会期は、一日限りに決定いたします。

○議      長      日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、大場委員、

13番、谷口委員を指名いたします。

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、4月25日、平成31年第4回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、4月25日、平成31年度美瑛町アグリパートナー協議会総会が開催され、会長外13委員が出席しております。  
3番、5月7日美瑛町議会第2回臨時会が開催され、会長が出席しております。  
4番、5月9日、平成31年度第1回美瑛町農業振興機構理事會が開催され、会長が出席しております。  
5番、5月9日、平成31年度美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会総会が開催され、会長が出席しております。  
6番、5月14日、第56回美瑛町新農業人激励の集いが開催され、会長が出席しております。  
7番、5月20日、平成31年度美瑛町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会総会が開催され、会長が出席しております。  
8番、5月20日、平成31年度美瑛町エゾ鹿被害防止対策連絡協議会総会が開催され、会長が出席しております。  
9番、5月21日令和元年度美瑛町土地開発公社理事会が開催され、職務代理が出席しております。  
10番、5月26日から28日、2019年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集會が東京都外で開催され、職務代理が出席しております。  
11番、5月27日美瑛町議会第3回臨時会が開催され、会長が出席しております。  
12番、5月30日、美瑛町森林組合第63回通常総会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議長 これで諸般の報告を終わります。

○議長 日程第4、議案第1号、令和元年5月17日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番と番号2番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、令和元年5月17日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■さん外

1件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名字■、地番■外3筆、面積計2万2,870㎡につきましては、貸主 ■さんから借主 ■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月23日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第6、議案第6号にて売買の申請が上がってきております。

続きまして、番号2番、土地の表示、字名字■、地番■外4筆、面積計 ■㎡につきましては、貸主 一般財団法人 美瑛町農業振興機構から借主 ■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月23日付けで合意解約です。

こちらの土地につきましても、後ほど議案第6号にて売買の申請が上がってきております。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番と番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第1号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明書の交付についての件を議題とします。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった ■さんの証明書交付の可否について次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名 ■、地番 ■。地目、登記簿 ■、現況 ■、面積 ■㎡です。土地所有者 ■さん、申請人 ■さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。こちらの土地につきましては、20年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局のほうからご説明のあったとおりでございます。午後一番で、現地のほうを確認してまいりました。都市計画区域内ということで、いたし方ないと思っておりますので、何ら問題ないかなと思っております。どうぞご審議のほうよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
議案第2号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長 午後1時より、1班で現地を確認してきました。周りが住宅地ということで、そういうこともあり、申請どおり認めるということに決定させていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより、議案第2号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。  
議案第2号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。  
それでは、議案第3号について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。  
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2第1項の規定により意見を付すので、審議をお願いいたします。  
番号1番、字■■■■、地番■■■■の内、登記簿、現況ともに■■■■、面積■■■■㎡。所有者、■■■■さん、申出者■■■■さん。除外目的は、農

家住宅建設ための除外です。許可理由としては、農地法施行規則第 38 条及び第 39 条の農家住宅に該当するものと思われます。

以上で説明終わります。

○議 長 議案第 3 号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 はい。農家住宅の建設予定ということで、周りを見渡したんですけれども、やっぱり毎日の生活そして冬の条件と検討したところ、ここがベストかなってということで判断させていただきましたので、申請どおり、許可するというように決定させていただきました。

以上です。

○議 長 ありがとうございます。

議案第 3 号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 7、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第 4 号、番号 1 番と番号 2 番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第 3 条の規定による農地の所有権設定申請のあった、譲渡人 ■■■■■さん、譲受人 ■■■■■さん外 3 件の許可の可否について、審議を求めるものです。なお、議案第 4 号と議案第 5 号で審議いただく 7 案件は、第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。

番号 1 番、土地の表示、字名 ■■■■■、地番

外1筆、面積計4,853㎡につきましては、譲渡人 さんから譲受人 さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から東に約 kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は離農により当該農地を譲受人に売却したい。譲受人は、当該農地の協議が終了したため、譲受したいということです。価格は 円で、10a当り 円で、詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。

続きまして、番号2番、土地の表示字名、  
、地番 外1筆、面積 ㎡につきましては、譲渡人 さんから譲受人 さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から東に約 kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は離農により当該農地を譲受人に贈与したい。譲受人は当該農地の協議が終了したため、譲受したいとのことです。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります 委員からの補足説明をお願いします。

○委員 今説明のあったとおりなんですけども、 さんに対しましては昨年の3月頃ですか、ちょっと体調が悪くして、だんだん作業に問題があると聞きまして、また息子さんも、体調が悪いということで、酪農やっていけないということで売りたいという話は聞いていたんですけども、この土地のことにしましては、私ども増進組合としては、タッチできないようなことがありましたので、畜産部の方に任してありました。

畜産部の方で全部土地の関係をやってもらってたんですが、他の土地に関しては全部増進組合の方で、売買とかそういうような関係だったんですけれども、家とか倉庫とかそういうのが入ってますので、それを全部入れた形で何か、本人が売りたいという申し出がありましたので、増進組合としてはタッチしていません。それで、今回このような結果で出てきたんですけれども、今、売買につきましては、田 ㎡、それと畑が ㎡なんですけれども、買うような形になったと、相対で決まったと思っております。あと贈与の関係につきましては、田が ㎡、畑は ㎡なんですけども、本当にちょっとした土地で、何の値もないような土地になるので、贈与という形で申請しております。

そういう形でやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。そういう説明の中でありませ



ども、これより、議案第4号、番号1番、番号2番について、発言のある方は挙手願います。ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。議案第4号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続きまして、議案第4号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局長 番号3番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、面積■■■■㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■への売買による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から北東に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願いますとのことです。価格は■■■■円で10a当り■■万円です。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。この農地は、■■さんの農地一部、隣接する農地を■■■■に売却するものです。■■■■の代表■■■■君は、数年前、体調を崩し、どうなることか、非常に心配をしておりましたが、何とかリハビリを続け、また住宅も■■■■に新築して、日々従業員の方々と営農に取り組んでおります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございました。  
これより、議案第4号、番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 それでは採決いたします。議案第4号、番号3番について、  
 原案どおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。  
**【全員挙手】**
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、議案第4号、番号4番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局長 番号4番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外2筆、  
 面積4,211.38㎡、につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■への贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は、当該農地の協議が終了したため譲受したいとのことです。詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 昨年春にですか、■■さんが亡くなりまして、その後、離農というか廃業ということで、農地を随時処分してきています。その中で、一部農振地区に入っていない土地がありまして、一部分、入っていない土地がありまして、その部分について、贈与という形でしたいということで、面積的に大きくなく、またこの周辺の農地については、■■さんが所有しておりますので、一部分っていうことですので、審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 これより、議案第4号、番号4番について質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。  
**【なしの声】**
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 それでは採決いたします。議案第4号、番号4番について、  
 原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
**【全員挙手】**
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による、許可申

請について、賃貸借の件を議題とします。

議案第5号、番号1番と番号2番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第5号、農地法3条の規定による許可申請について、賃貸借。農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった貸主 [ ] さん、借主 [ ] さん外2件の許可の可否について、審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名 [ ]、地番 [ ]、面積計 [ ] m<sup>2</sup>につきましては、貸主 [ ] さん、借主 [ ] さんへの賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に約 [ ] kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は高齢により作付ができないため、借主に貸し付けしたい。借主は、貸主の意向を受け、借り受けいたしたく承認願います、とのこと。価格は [ ] 円で10a当り [ ] 円です。詳細につきましては、議案8頁をご確認ください。

続きまして番号2番、土地の表示、字名 [ ]、地番 [ ] 外3筆、面積計7万6,606 m<sup>2</sup>につきましては、貸主 [ ] さん外2名共有から、借主 [ ] さんへの賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北に [ ] kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は共有者が町外に在住していることと、高齢により作付できないため、借主に貸し付けしたい。借主は貸主の意向を受け、借り受けいたしたく承認願いますとのこと。価格は [ ] 万円で10a当り [ ] 円です。詳細につきましては、議案9頁をご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [ ] から補足説明をお願いいたします。

○ [ ] [ ] さんはですね、もともと [ ] に住まれて農家やっていた方なんですけども、私の記憶によると、20年、30年以上前に、 [ ] から離れて、離農されたという記憶しかございません。傍で [ ] 君が今、営農しているわけなんですけども、隣接地ということでございますので、何ら問題はないかなと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

○議 長 これより、議案第5号、番号1番と番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第5号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願いま

す。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、議案第5号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 番号3番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外27筆、面積計37万4,629㎡につきましては、貸主■■■■から借主■■■■への賃貸借による利用権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南西に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は借主の意向を受け貸付したい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借り受けしたいとのこと。価格は■■■■円で、10a当り■■■■円です。詳細につきましては、議案10頁をご確認ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの地区担当委員であります、■■■■からの補足説明をお願いいたします。
- ただいま事務局の説明のとおりでございます。■■■■はですね、平成の22年、21年、それぐらいから、美瑛町内外でですね、■■■■を作付している法人でございます。借手の■■■■の■■■■さんという方が、■■■■の実質的なオーナーでもございますし、そしてまた、新たに法人を立ち上げたということで、■■■■に■■■■から賃貸するということでございますので、何ら問題はないかと思えます。どうかご審議をお願いいたします。
- 議 長 これより、議案第5号、番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。  
議案第5号、番号3番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画(案)について、

令和元年6月6日公告予定分の件を議題とします。

議案第6号、番号1番から番号12番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号、農用地利用集積計画案について、令和元年第5回令和元年6月6日公告予定分、[ ]さん外11件から利用権設定等について申し出がありましたので、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について審議をお願いいたします。

番号1番、字[ ]さんから字[ ]さんへの売買、田2筆、1万7,635㎡、[ ]円で、10a当り[ ]万円です。[ ]さんの経営規模縮小に伴う売買です。

番号2番及び番号3番は、議案第1号で合意解約もあった農地の売買です。

番号2番、[ ]さんから[ ]さんへの売買、田4筆、2万2,870㎡、[ ]円で、10a当り[ ]万円です。

番号3番、[ ]さんから、[ ]さんへの売買、田5筆、畑2筆、計3万6,858㎡、[ ]万円で、10a当り田[ ]万円、畑[ ]円です。

番号4番から番号9番までについては、いずれも賃貸借期間の更新となります。

番号4番、[ ]さんから[ ]さんへの賃貸借。田2筆、1万6,247㎡、[ ]円で、10a当り[ ]円です。期間は1年6ヶ月です。

番号5番、[ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借3筆、1万3,529㎡、[ ]円、で10a当り[ ]円です。期間は5年間です。

番号6番、[ ]さん、[ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借、畑7筆、6万9,357㎡、[ ]円で、10a当り[ ]円です。期間は5年間です。

番号7番、[ ]さん、[ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借、畑3筆、9万7,590㎡、[ ]円で、10a当り[ ]円です。期間は5年間です。

番号8番、[ ]さん、[ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借、畑4筆、2万7,265㎡、[ ]円で、10a当り[ ]円です。期間は5年間です。

番号9番、[ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、畑7筆、2万8,568㎡、[ ]円で、10a当り[ ]円です。期間は10年間です。

番号10番、[ ]さんから、[ ]さんへの賃貸借。畑3筆、5万5,744㎡、[ ]万円で10a当り[ ]円です。期間は3年間です。こちらは受け手側の希望による賃貸借となります。

番号11番、[ ]さんから[ ]さんへの賃貸借、田5筆、畑5筆、5万5,213㎡、[ ]円で、10a当り田[ ]円、畑[ ]円です。期間は5年間です。こちらは[ ]さんの経営規模縮小に伴う賃貸借です。

番号12番、[ ]さんから、[ ]への賃貸借。田7筆、4万6,697㎡、[ ]万円で10a当り[ ]円です。期間は5年間です。こちらは受け手側の規模による賃貸借となります。

以上設定受ける者 12件10名1法人、設定をする者12件11名、田28筆、18万4,823㎡。畑31筆、30万2,750㎡。計59筆、48万7,573㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第6号、番号1番から番号12番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第6号、番号1番から番号12番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和元年第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和元年6月3日

美瑛町農業委員会会長

川崎章道

美瑛町農業委員

大場男

美瑛町農業委員

谷口学